

平成29年12月期の期末・勤勉手当を国家公務員に支給

国家公務員に12月8日（金）、冬のボーナス（平成29年12月期の期末・勤勉手当）が支給されます。支給月数（成績標準者）は2.195月相当であり、一般職国家公務員（管理職を除く行政職職員）の平均支給額（成績標準者）は約681,500円です。

平均支給額	(= 支給月数 × 平均給与額)	約681,500円
	支給月数	2.195月 (昨年2.245月)
	平均給与額	約310,500円 (昨年約313,900円)
	(俸給+扶養手当+地域手当等)	

平均年齢 35.9歳 (昨年36.3歳)

平均給与額及び平均年齢は、最新のデータ(平成29年国家公務員給与等実態調査(人事院))によるものです。

昨年同期の期末・勤勉手当額は、約704,800円であり、本年は約23,300円（約3.3%）減少しています。これは、

- ① 昨年と今年では、年間支給月数は同じであるが、次のとおり6月期と12月期の配分が異なっていること

昨年	6月期：1.995月	12月期：2.245月	年間：4.24月
今年	6月期：2.045月	12月期：2.195月	年間：4.24月

によるほか、

- ② 職員の平均年齢の低下（36.3歳→35.9歳）等により平均給与額が減少したこと

によるものです。

（参考1）本年11月17日に人事院勧告どおりに給与改定を行うことを内容とする給与法改正法案を国会に提出したところです。法案が成立し公布された場合、ボーナスの支給月数は年間0.1月分増加し、12月期のボーナスの平均支給額は昨年同期に比べ約1.4%の増、年間のボーナス平均支給額は昨年に比べ約1.5%の増となり、差額分が後日支給されます。

(参考2) 主な特別職等の平成29年12月期の期末手当の支給額の試算例

	支 給 額	返 納 後 の 額 (注3)
内閣総理大臣	約581万円	約406万円
国 務 大 臣	約423万円	約339万円
(一般職) (事務次官)	約334万円	
(局長クラス)	約254万円	
最高裁長官	約581万円	
衆・参両院議長	約535万円	
国 会 議 員	約319万円	

(注1) 内閣総理大臣、国務大臣、最高裁長官、衆・参両院議長及び国会議員については、勤勉手当は支給されず、期末手当(支給月数1.70月)のみ支給されます(一般職である事務次官及び局長クラスについては、期末手当と勤勉手当が支給されます。勤勉手当は成績標準者として試算しています。)

(注2) 上記の支給額は、平成29年6月2日から平成29年12月1日まで在職したものとして(在職期間率100%)試算したものであり、実際の支給額とは異なる場合があります。

また、上記の支給額は、26年改正法による経過措置適用者の額であり、経過措置が適用されない者(平成27年4月1日以降の就任者)の額とは異なります。

(注3) 内閣総理大臣及び国務大臣については、平成29年11月1日の閣僚懇談会において、「閣僚の給与の一部返納については、内閣として行財政改革を引き続き着実に推進する観点から、新内閣においても、内閣総理大臣にあつては月額給与及び期末手当の30パーセント、国務大臣にあつては同20パーセントに相当する額を国庫に返納することとする。」との申合せがなされており、支給額から当該申合せによる自主返納額を減じた試算額です。

(連絡先)

内閣人事局(給与担当)

一般職担当: 植田、近藤、飯田

特別職担当: 渡辺、齋藤、丹野

電 話 : (直通) 03-6257-3759

F A X : 03-3502-0604